

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：北海ロード株式会社
業者の住所：北海道北見市北斗町3-8-4
- 2 指名停止措置期間：令和8年5月29日から令和8年6月28日まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
同社及び同社代表取締役は、自社の作業車に液化石油ガスを積載し、北見市内の工事現場に移動中、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従っていなかったため、高圧ガス保安法及び液化石油ガス保安規則違反により、令和8年2月9日、北見簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の13

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～12 略	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	